

社会福祉法人 こもはら福祉会

指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業所

「特別養護老人ホーム はなの里」 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人こもはら福祉会が開設する「特別養護老人ホーム はなの里」(以下「事業所」という。)において実施する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

指定介護予防短期入所生活介護の提供において、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を適切に行うものとする。
- 4 事業所は、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域包括支援センター、他の介護保険施設その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業所  
「特別養護老人ホーム はなの里」
- (2) 所在地 三重県名張市西田原2000番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、当事業所は、特別養護老人ホームと一体的に運営を行う併設事業所につき、従業者の員数は、特別養護老人ホームの職員の員数に含まれる。

- (1) 施設長(管理者) 1名 (常勤・併設施設等の管理者と兼務)  
施設長は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名 (介護老人福祉施設の医師と兼務)  
医師は、利用者の健康管理、療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 1名以上 (常勤・介護老人福祉施設の相談員と兼務)  
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供され

るよう、事業所内のサービスの調整、他の機関との連携等を行う。

(4) 介護職員 24名以上 (常勤1名以上)

介護職員は、介護サービスの提供に当たり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介護を行う。

(5) 看護職員 1名以上 (常勤1名以上)

看護職員は、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

(6) 機能訓練指導員 1名 (介護老人福祉施設の機能訓練指導員と兼務)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の回復、維持の訓練及び指導を行なう。

(7) 管理栄養士 1名 (常勤)

管理栄養士は、事業所内における食事サービス全般にわたり、管理、指導を行い、利用者の適切かつ安定した食生活を維持し、利用者の健康維持、増進を図る。

(指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用定員)

第5条 事業所の利用定員は20名とする。

(指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕サービスの内容)

第6条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕が提供するサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 身体、入浴、排せつ等の介護
- (2) 食事の提供
- (3) 機能訓練
- (4) 健康管理
- (5) 相談、援助
- (6) その他のサービス提供
- (7) 送迎

(利用料等)

第7条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 その他、日常生活上必要な費用

- (1) 食事の提供に伴う必要な費用
- (2) 滞在中の居住の提供に伴う必要な費用
- (3) 利用者が選定する特別な食事の提供に伴う必要な費用
- (4) 理美容代等、通常必要となる日常生活上の費用で、その利用者の負担が相当と認められる費用
- (5) その他、教養娯楽、レクリエーション等に係る費用で、その利用者の負担が相当と認められる費用

3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

4 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用者は、利用料等を事業所が指定する金融機関への口座振替により納付するものとする。

5 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行なう、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に伴う送迎サービス利用の場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1Km毎に20円を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は名張市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用に当たっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) 火気の取扱いに注意すること。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、施設長に報告しなければならない。

- 2 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、保険者、利用者の家族等に連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、水害・土砂災害を含めた非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、利用者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとする。

- 2 防火訓練計画により年2回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第12条 事業所は利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次に各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待を防止するための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第1.4条 事業者は、当該利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 階層別研修 随時

2 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 サービスに関する入所者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。

6 事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とする。

7 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、本法人と施設管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(改正)

第17条 この規定を改正又は廃止したときは社会福祉法人こもはら福社会理事会に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

|          |       |          |          |       |          |          |      |      |
|----------|-------|----------|----------|-------|----------|----------|------|------|
| 平成13年11月 | 1日改定  | 平成13年12月 | 1日改定     | 平成15年 | 3月       | 1日改定     |      |      |
| 平成15年    | 4月    | 1日改定     | 平成16年    | 2月    | 1日改定     | 平成16年    | 7月   | 1日改定 |
| 平成16年    | 8月    | 1日改定     | 平成16年12月 | 1日改定  | 平成17年    | 9月       | 1日改定 |      |
| 平成17年10月 | 1日改定  | 平成18年    | 4月       | 1日改定  | 平成18年10月 | 1日改定     |      |      |
| 平成19年11月 | 1日改定  | 平成20年    | 4月       | 1日改定  | 平成20年    | 7月       | 1日改定 |      |
| 平成21年    | 3月    | 1日改定     | 平成21年    | 4月    | 1日改定     | 平成21年    | 7月   | 1日改定 |
| 平成22年    | 3月    | 1日改定     | 平成22年    | 4月    | 1日改定     | 平成23年    | 4月   | 1日改定 |
| 平成24年    | 4月    | 1日改定     | 平成25年    | 4月    | 1日改定     | 平成25年12月 | 1日改定 |      |
| 平成26年    | 1月    | 1日改定     | 平成26年    | 4月    | 1日改定     | 平成27年    | 4月   | 1日改定 |
| 令和       | 3年10月 | 1日改定     | 令和       | 5年    | 4月       | 1日改定     |      |      |